

各介護サービス事業所・介護施設等の管理者
障害者支援施設等の管理者
様
(下関市所在の施設・事業所を除く)

山口県健康増進課長
山口県長寿社会課長
山口県障害者支援課長

介護サービス事業所・介護施設等及び障害者支援施設等における
新型コロナウイルス感染症陽性者の発生報告について（通知）

平素から、本県の新型コロナウイルス感染症対策に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では施設のクラスター未然防止など感染対策を迅速に講じるため、「介護サービス事業所・介護施設等及び障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症陽性者の発生報告について（依頼）」（令和5年5月8日事務連絡）に基づき、施設と保健所が感染状況を共有することを目的として、入所者1人でも陽性者が発生した場合に報告をいただいているところです。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の5類変更後、約半年が経過し、高齢者施設等における施設内感染対策が充実してきたところです。

このため、11月1日以降、報告が必要な対象事案を、他の感染症と同様の取扱いとしますので、該当する場合には、下記により、保健所及び施設・事業所の所管課あて、速やかに報告していただきますよう、お願いします。

記

1 報告が必要な対象事案

令和5年4月28日付け国通知『「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」の一部改正について』（別添1）に基づき、次の場合とする。

- ア 同一の感染症又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

2 報告対象となる施設・事業所

別添1通知の別紙「対象となる社会福祉施設等」

3 報告の方法

- 別添様式「感染症発生報告（初回報告用）」を、保健所及び貴施設・事業所の県又は市町の所管課に報告してください。

- なお、発生が継続する間は、保健所の指示に従い、別添様式「感染症発生報告（継続報告用）」を使用してください。
- また、報告を受けた保健所等から感染状況を確認させていただくことがありますので、①施設見取り図、②入所者名簿、③部屋割り、食事の配席図、⑤職員名簿、出勤表等をご準備ください。

【添付書類】

- 国通知『「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」の一部改正について』
- 報告様式及び記入例
 - ・「感染症発生報告（初回報告用）」
 - ・「感染症発生報告（継続報告用）」

健康増進課	感染症班	大浦	TEL 083-933-2956
	新型コロナウイルス感染症対策室	平岡	TEL 083-933-2490
長寿社会課	施設班	岡村	TEL 083-933-2793
	介護保険班	野村	TEL 083-933-2774
障害者支援課	施設福祉推進班	倉重	TEL 083-933-2735